

所管事項調査に関する資料(追加)

【目次】	【ページ】
1 長崎市のふるさと納税寄附に対する返礼品について……………	1
【資料】総務省通知……………	3～10

商 工 部

平成 30 年 9 月

1 長崎市のふるさと納税寄附に対する返礼品について

(1) 返礼率

- ・ 返礼品…寄附額の 30%
- ・ 送料…寄附額の 15%

寄附額	返礼品 30%	送料 15%	
-----	---------	--------	--

45% → 寄附額 1 万円の場合、45 ポイントを贈呈

(2) 返礼品商品点数

総点数 474 点 (平成 30 年 9 月 11 日現在)

- 主な返礼品
- ・ 海産物 (干物、長崎かまぼこ等) ・ カステラ、スイーツ
 - ・ 野菜、果物
 - ・ 肉 (出島ばらいろ、ハム等)
 - ・ ちゃんぽん、皿うどん
 - ・ 調味料、飲料
 - ・ 加工品 (角煮、ハトシ等)

平成 29 年度の総受注件数 34,221 件のうち、上記返礼品の受注は 31,522 件 (92.1%)

- 高額返礼品
- ・ 真珠
 - ・ ベっ甲
 - ・ 家具
 - ・ クルーズ

(3) 総務省通知について

【「ふるさと納税に係る返礼品の見直し要請等について」(平成 30 年 9 月 11 日付け総税市第 74 号) より要約】

- ・ 「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」(平成 29 年 4 月 1 日付け総税市第 28 号) 及び (平成 30 年 4 月 1 日付け総税市第 37 号) において、各地方団体に対し、責任と良識のある対応を厳に徹底するようお願いするとともに、ふるさと納税制度の趣旨に反するような返礼品について、速やかな見直しを行っていただくよう、累次のお願ひしてきた。
- ・ 総務省として、ふるさと納税制度の趣旨に反するような返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような地方団体については、ふるさと納税の対象外にすることもできるよう、制度の見直しを検討することとし、この旨、本日の記者会見において、総務大臣が表明した。

(4) 今後の対応

返礼品の割合を寄附額の 30%以内とし、送料は実費相当額とする。

寄附額	返礼品 30%	
-----	---------	--

+

送料実費相当額 (別途支出)

参考

平成 30 年 9 月 11 日発表

ふるさと納税に係る返礼品の見直し状況についての調査結果（平成 30 年 9 月 1 日時点）

返礼割合 3 割超の返礼品を送付している 246 自治体のうち長崎県内自治体

10 月中に見直し	その他（見直し時期未定・見直し意向なし等）
島原市	長崎市、諫早市、対馬市、雲仙市、長与町、時津町

総 税 市 第 74 号
平成 30 年 9 月 11 日

長崎県長崎市長 殿

総務省自治税務局市町村税課長
(公 印 省 略)

ふるさと納税に係る返礼品の見直し要請等について

ふるさと納税に係る返礼品の送付については、「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」(平成 29 年 4 月 1 日付け総税市第 28 号)及び「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」(平成 30 年 4 月 1 日付け総税市第 37 号。以下「大臣通知」という。)において、各地方団体に対し、責任と良識のある対応を厳に徹底するようお願いするとともに、市町村長に対する講演や市町村長が出席する会議等あらゆる機会を通じて、ふるさと納税制度の趣旨に反するような返礼品について、速やかな見直しを行っていただくよう、累次のお願いをしてきました。

しかしながら、「ふるさと納税に係る返礼品の見直し状況について」(平成 30 年 8 月 24 日付け総税市第 61 号。以下「状況調査」という。)に対して回答のあった 9 月 1 日時点における見直し状況を取りまとめたところ、既に多くの地方団体が大臣通知の内容を真摯に受け止め、必要な見直しを行っていただいている一方で、依然として、貴団体を含め、一部の地方団体が大臣通知に沿った対応を行っていない実態が明らかになりました。

返礼品競争の過熱に伴い、ふるさと納税制度そのものに対する批判が高まっており、同制度は、存立の危機にあります。このまま貴団体を含む一部の地方団体において、制度の趣旨に反するような返礼品を送付する状況が続けば、ふるさと納税に対するイメージが傷付き、制度そのものが否定されることになりかねません。

そこで、今般、総務省として、ふるさと納税制度の趣旨に反するような返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような地方団体については、ふるさと納税の対象外にすることもできるよう、制度の見直しを検討することとしました。この旨、本日の記者会見において、総務大臣が表明したところです。

このような制度の見直しによって、一定のルールの中で地方団体同士が切磋琢磨することとなり、全国各地での地域活性化に繋がるとともに、優れた地域資源が発掘されることを期待しています。

貴団体においては、平成 30 年 9 月 1 日時点で、依然として、返礼割合が 3 割を超える返礼品を送付しているものと承知しています。

貴職におかれては、今般、総務省が制度の見直しを検討せざるを得なくなった現状を認識

していただき、貴団体の返礼品について、一日も早く、見直しを行っていただくようお願いいたします。

上記以外の返礼品であっても、制度の趣旨に反するような返礼品を送付している場合には、同様に、速やかに見直しを行っていただくようお願いいたします。

貴団体における見直しの取組内容等については、平成 30 年 11 月 1 日時点で調査を実施する予定です。

なお、本通知の内容については、貴団体議会議長にも参考にお知らせしていること、また、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

各 都 道 府 県 知 事 殿

総 務 大 臣

ふるさと納税に係る返礼品の送付等について

ふるさと納税制度は、ふるさとや地方団体の様々な取組を応援する気持ちを形にする仕組みとして平成 20 年度税制改正によって創設されました。以来、その実績は着実に伸びており、ふるさと納税を通じて寄せられた資金は、子育てや教育、まちづくりなどに活用され、地域の活性化に資するとともに、災害時における被災地への支援としても役立っています。

一方、ふるさと納税制度という税制上の措置とは別に、各地方団体が独自の取組として行っている返礼品の送付については、最近において、地方団体間の競争が過熱しているほか、一部の地方団体においてふるさと納税の趣旨に反するような返礼品が送付されているなどの指摘がなされています。

これまで、各地方団体に対しては、「地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について」（平成 28 年 4 月 1 日付総税企第 37 号）等を通じて、ふるさと納税に関する事務について、良識ある対応をお願いしてきましたが、一部の団体においてふるさと納税の趣旨に反するような返礼品が送付されているような状況が続けば、制度全体に対する国民の信頼を損なうほか、他の地方団体に対しても好ましくない影響を及ぼすことが懸念されます。

については、今後、ふるさと納税制度を健全に発展させていくためにも、ふるさと納税に関する事務の遂行に当たって、下記の事項に留意の上、改めて、制度の趣旨に沿った責任と良識のある対応を厳に徹底するようお願いいたします。

また、貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知するとともに、域内市区町村の返礼品送付が制度の趣旨に沿った責任と良識のある対応となるよう、適切な助言・支援をお願いします。

総務省では、個別の地方団体における返礼品送付の見直し状況について、今後、随時把握する予定であることを申し添えます。

なお、この通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

記

第1 ふるさと納税の募集に関する基本的事項

寄附を受ける地方団体は、返礼品の送付を強調してふるさと納税を募集することを慎む一方、ふるさと納税の使途（寄附金の使用目的）について、地域の実情に応じて創意工夫を図り、あらかじめ十分な周知を行って募集するとともに、寄附金を充当する事業の成果等について、公表や寄附者に対する報告を行うなど、ふるさと納税の目的等が明確に伝わるよう努めること。

第2 返礼品のあり方

ふるさと納税について、寄附金が経済的利益の無償の供与であること、通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される制度であることを踏まえ、各地方団体がふるさと納税に係る周知、募集等の事務を行う際には、次のように取り扱うこと。

1 返礼品の価格等の表示について

「返礼品の価格」や「返礼品の価格の割合」（寄附額の何%相当など）の表示（各地方団体のウェブサイトや広報媒体等における表示のみでなく、ふるさと納税事業を紹介する事業者等が運営する媒体における表示のための情報提供を含む。）など、返礼品の送付が対価の提供との誤解を招きかねないような表示により寄附を募集する行為を行わないようにすること。

2 ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品について

(1) 次に掲げるようなふるさと納税の趣旨に反するような返礼品は、換金の困難性、転売防止策の程度、地域への経済効果等の如何にかかわらず、送付しないようにすること。

ア 金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等）

※1 使用対象となる地域や期間が限定されているものを含む。

※2 ふるさと納税事業を紹介する事業者等が付与するポイント等を含む。

イ 資産性の高いもの（電気・電子機器、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車等）

ウ 価格が高額のもの

エ 寄附額に対する返礼品の調達価格の割合（以下、「返礼割合」という。）の高いもの

(2) (1)エの返礼割合に関しては、社会通念に照らし良識の範囲内のものとし、少なくとも、返礼品として3割を超える返礼割合のものを送付している地方団体においては、速やかに3割以下とすること。

- (3) ふるさと納税の趣旨を踏まえ、各地方団体は、当該地方団体の住民に対し返礼品を送付しないようにすること。

第3 一時所得について

ふるさと納税に係る寄附金控除の適用が、地方団体に対する寄附金額の全額（2,000円を除く。）について行われるのは、当該寄附が経済的利益の無償の供与として行われており、返礼品の送付がある場合でも、それが寄附の対価としてではなく別途の行為として行われているという事実関係であることが前提となっているものであるが、その場合においても、返礼品を送付する団体は、当該返礼品を受け取った場合の経済的利益については一時所得に該当するものであることを返礼品の送付の際などに、寄附者に対して周知すること。

第4 ふるさと納税の募集、周知等の事務に要する経費について

返礼品競争の過熱などを通じて、各地方団体において、返礼品の調達費用を含めふるさと納税の募集、周知等の事務に要する経費が増えることは、財源に限りがある中で、住民福祉の増進のために必要とされる施策に充てられる地方団体の財源が実質的に減少することに繋がることとなる。こうしたことから、各地方団体は、これらの経費の支出に当たっては、第2の各事項に沿って対応するとともに、公益上の必要性等を十分精査すること。

第5 個人情報の管理について

寄附を受けた地方団体においては、ふるさと納税に係る申告特例通知書において、本人のマイナンバーが正しく記載されていることを複層的に確認するなどマイナンバーの適切な取扱いを含め、寄附者の個人情報を厳格に管理すること。特に、返礼品の送付に関し外部委託等を行う際には、外部委託等に伴う個人情報漏えい防止対策を徹底すること。

各 都 道 府 県 知 事 殿

総 務 大 臣
(公 印 省 略)

ふるさと納税に係る返礼品の送付等について

ふるさと納税制度は、ふるさとや地方団体の様々な取組を応援する納税者の気持ちを橋渡しし、支え合う仕組みであるとともに、地方団体が自ら財源を確保し、様々な施策を実現するために有効な手段であり、我が国において人口減少が深刻化する中で、地域資源を最大限活用し、地域経済を再生させていく上で、重要な役割を果たす制度です。

今後、ふるさと納税を行う方の裾野を拡大し、ふるさと納税で得られた資金をそれぞれの地域でさらに有効に活用するためには、各地方団体において、ふるさと納税を活用する事業の趣旨や内容、成果をできる限り明確にする取組やふるさと納税をした方と継続的なつながりを持つ取組を進めていただくことが重要です。総務省としても、クラウドファンディング型のふるさと納税を活用した「ふるさと起業家支援プロジェクト」及び「ふるさと移住交流促進プロジェクト」を立ち上げたところであり、各地方団体においては、こうした取組を積極的に進めることが期待されます。

返礼品の送付については、「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」（平成 29 年 4 月 1 日付け総税市第 28 号。以下、「平成 29 年通知」という。）を発出し、制度の趣旨に沿った責任と良識のある対応をお願いしてきました。通知発出後、全国市長会や全国町村会において、同通知や制度の趣旨を踏まえ適切な対応を行う旨が表明されるなど、多くの地方団体にご理解をいただいています。各地方団体においては、引き続き、平成 29 年通知に沿った対応をお願いします。

一方で、依然として、一部の団体において、返礼割合が高い返礼品をはじめとして、ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品が送付されている状況が見受けられます。仮にこのような状況が続けば、ふるさと納税制度全体に対する国民の信頼を損なうこととなります。今後、制度を健全に発展させていくためにも、特に、返礼割合が 3 割を超えるものを返礼品としている団体においては、各地方団体が見直しを進めている状況の下で、他の地方団体に対して好ましくない影響を及ぼすことから、責任と良識のある対応を徹底するようお願いします。

また、地域資源を活用し、地域の活性化を図ることがふるさと納税の重要な役割でもあることを踏まえれば、返礼品を送付する場合であっても、地方団体の区域内で生産されたものや提供されるサービスとすることが適切であることから、良識のある対応をお願いします。

貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知するとともに、域内市区町村の返礼品の送付が制度の趣旨に沿った責任と良識のある対応となるよう、適切な助言・支援をお願いします。

なお、この通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。